

理事報酬に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人群馬県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の理事報酬の支給に関し、定款第26条に基づき、適正な運営を図るため必要な事項を定めることを目的とする。

(理事報酬の種類)

第2条 理事の報酬は、固定報酬と比例報酬の二種とする。

(理事報酬の限度額)

第3条 固定報酬の限度額は、別表のとおりとする。

2 比例報酬は、執務1日当たり県内業務3時間以内は5,000円、3時間を超える場合は9,000円、県外業務は10,000円とする。

(理事報酬の支給)

第4条 固定報酬は、別表に定める額を期末に支給する。

2 比例報酬は、月末締めで翌月中に支給する。

(期間計算)

第5条 理事の固定報酬は毎月15日に在職していたことをもって1ヶ月として月割計算する。

(規則の改廃)

第6条 この規則を改正又は廃止するには、理事会で決議しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 この規則は、平成27年5月22日から施行する。

別表

役員名	報酬年額	摘要
理事長	150,000円	
副理事長	90,000円	
常任理事	90,000円	
理事	30,000円	